

＝私たちの活動 4つの柱＝
＊制度化と指導員の身分保障
＊専門性と仕事の確立
＊父母と共に学童保育運動の発展
＊全国の指導員との団結と連帯

建交労全国学童保育部会

ニュース学童保育

2019. 5. 13.

NO. 37

全日本建設交運一般労働組合
全国学童保育部会 発行
編集：事務局

基準の緩和、衆院委員会で可決

4月25日、衆議院地方創生特別委員会において、学童保育の基準を緩和する法案が可決されました。

基準の緩和は、児童福祉法改正によって行われますが、今回は地方分権一括法案として13の法案と一緒に審議、採択となりました。

今後は、衆議院本会議、参議院の内閣委員会へ回され、そこで可決される

「守らなくてもよい基準」ではない

全国部会は、5月30日に厚生労働省と交渉を予定しており、政府の態度を正していくつもりです。

すべての組織で、押し返そう

各支部・分会で、「学童保育の改善政策要求を活用し、以下の行動に取り組もう

○自治体との交渉・議員要請

①基準条例を変更・緩和させない。

②処遇改善事業など、国の補助金を予算化し、指導員の待遇改善を図る。

③連絡協議会との共同・共闘を図る。

○組織拡大

今回の国の動きを伝え、質の低下をさせない、引き上げのために公的予算・制度の拡充を訴えていく。

一方で、私たち（支部・分会）の中でも基準の緩和の意味を正確に認識し、行政や議員にも教えていく必要があります。

現行の「従べき基準」・・・

○1支援の単位に2人以上の職員を配置

○うち一人は、資格者を配置

という内容が変わるわけではありません。

「従うべき基準」が「参酌すべき基準」になりましたが、参酌基準になったとしても、守らなくてよい基準になるわけではない、ということですよ。この抑えをまっしぐらに

自治体条例を変え、必要なし

また、改正児童福祉法の施行日は、来年4月1

日です。今年度は、基準は変わりません。

そして、法律で「参酌すべき基準」になったとしても、かならずしも自治体が基準条例を変える必要はありません。

このことを行政担当者や議員にも知らせていくことが必要です。

全国学童保育連絡協議会によると、3月末時点で「基準緩和に反対する」意見書が11道県、36自治体で可決しています。

つまり、地方議会でも、基準の緩和を危ぶむ声が事実として存在するということです。

全国部会が持ち込んだ資料、国会でも活用される

今年1月25日、日本共産党国会議員の高橋ちづこ氏と部会役員が懇談しています。

その際に持ち込んだ資

料が4月25日の衆院委員会でも活用されました。愛知県内の学童保育指導員が、非正規労働者で占められている実態を示すものです。

高橋議員は、参酌化を求める理由が人手不足にあり待遇の低さであることとを指摘し、前述の資料から一人も正規職員がいない自治体がある実態を明らかにしました。

その上で、8時間労働の正規職員配置ができるように国が責任を果たすように迫りました。

片山さつき地方創生相は「指摘の趣旨もわかる。質を維持するの当然のことだ」と答弁しました。

今回の可決には、質の確保を自治体に周知徹底などの付帯決議も提案されています。

自治体、議会に向けた運動、現場の実態底上げを両輪の課題として奮闘しましょう。

（部会役員 田村一志）